

小田原市立豊川小学校いじめ防止基本方針

平成26年3月31日策定

平成29年8月31日改定

1 いじめ防止等に関する学校の考え方

- (1) いじめ対策の基本理念
- (2) いじめ防止等に関する基本的な考え方

2 いじめ防止等に関する内容

- (1) いじめの未然防止のための取り組み
- (2) いじめの早期発見のための取り組み
- (3) いじめの早期解決のための取り組み
- (4) 家庭との連携
- (5) 関係機関との連携
- (6) 地域との連携

3 いじめ防止等のための組織の設置及び具体的な取り組み

- (1) 組織の設置
- (2) 組織の構成員
- (3) 組織の役割
- (4) 年間計画（別紙1）

4 重大事態への対処について

- (1) 重大事態
- (2) 重大事態発生時の調査・報告
- (3) 児童・生徒、保護者への情報提供
- (4) フローチャート（別紙2）

5 その他

- (1) 学校基本方針の点検と見直し 等

今日の著しい社会状況の変化の中で、いじめ問題は複雑化・多様化してきており、また、これまで顕在化していなかった新たな課題も生じてきた。そうした中で、学校・家庭・地域との協働を進めることが必要になっている。

こうした社会情勢を踏まえ、平成25年9月に「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下「法」という。）が施行されたことにより、豊川小学校は「いじめ防止基本方針」（以下、「基本方針」）を策定し、それが実効性を持つよう具体的な実施計画や実施体制を決め、全教職員でいじめ問題に取り組むこととする。

「基本方針」に必要なのは、「いじめの未然防止」、「いじめの早期発見」、「いじめの早期解決」の一連の内容とする。

また、それらを実行に移す「組織」についても設置する。その「組織」は、いじめの未然防止から対応にいたる直接的な事柄だけでなく、そこから派生する教職員の資質能力向上のための校内研修や教育課程に位置づけられて行われる取り組みの企画や実施、さらには計画通りに進んでいるかのチェックや各取り組みの有効性の検証、ひいては「基本方針」の見直しについても担う。

1 いじめ防止等に関する学校の考え方

（1）いじめ対策の基本理念

いじめ問題への対応は学校における最重要課題の一つであるが、学校だけの問題ではなく、社会全体で取り組むべき、大人全員の課題であるという認識が必要である。その上で、いじめを根絶するための理念として、次の6つを掲げる。

- いじめを防止するために、あらゆる機会を通して、大人から児童に対して「いのち」はかけがえのない大切なものであることを伝え、自分の「いのち」はもちろん他人の「いのち」も大切に作る心をはぐくむ教育活動の充実に取り組まなければならない。
- いじめは、人間として決して許されない行為であり、すべての児童・生徒、保護者、教職員等学校関係者、その他児童に関わるすべての大人が、いじめに対する正しい理解をもって、いじめの根絶に取り組まなければならない。
- いじめは、学校の内外を問わず様々な場所・場面で起こり得るものであり、児童の周りにいる大人が、いじめが行われなくなるよう見守るとともに、学校はもとより、家庭や地域住民、関係機関・団体等が連携して取り組まなければならない。
- いじめは、どの学校でも、どの児童にも起こり得るものであり、すべての児童・生徒が安心して学習、その他の活動に取り組むことができるよう、すべての学校において、教育活動全般を通じて、いじめの防止等に取り組まなければならない。
- いじめは、児童が所属する集団の構造や人間関係等に起因することから、互いの存在を認め合い、心の通う絆づくりにつながるような学級づくりや集団づくりを進めていかななければならない。
- 東日本大震災や福島第一原子力発電所事故による被災等について、児童が理解を深めたり被災児童の見守りや実態把握に努めたりするとともに、心のケアなどの支援に取り組まなければならない。

(2) いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめ問題に取り組むにあたっては、「いじめ問題」にはどのような特徴があるかを十分に認識し、日々「未然防止」と「早期発見」に努めるとともに、いじめを認知した場合は、「早期対応」に適切に取り組むことが必要である。

また、いじめ問題には、学校や家庭の問題としてだけではなく、全ての大人の問題として取り組まなければならない。いじめをしない、させない、ゆるさないためにも、地域や家庭、関係機関と一丸となって相互に協力する関係づくりを進めることが大切である。

① いじめの未然防止

- いじめの未然防止に向けては、家庭や学校において、児童の発達段階に応じた道徳観や規範意識などを身に付けさせ、“いのちを尊ぶころ”や“他者を思いやる気持ち”を育むことが重要である。
- 児童一人一人が、好ましい人間関係を築けるように、コミュニケーション能力等の育成に努めるとともに、青少年を取りまく情報環境が急激に変化する中で、情報社会の一員としての自覚をもって、適切に行動する態度を身に付けることができるように、情報モラル教育の一層の充実に取り組む必要がある。
- いじめの背景にある、児童が抱えている学業や家庭環境、人間関係等にまつわるストレス等の要因に着目し、その改善を図るとともに、ストレスに適切に対処できる力を様々な場面で育む観点も必要である。
- 児童が、自分の存在が認められていること、必要とされていることを意識できるよう、家庭や地域において、家族や大人とのふれあう機会を充実させる一方、大人は児童の育ちに関心を持つことが大切である。

② いじめの早期発見

- いじめの早期発見に向け、学校においては教職員が日頃から、児童の表情や態度のわずかな変化を見逃さず、適切な対応ができるように教職員としての資質や能力の向上を図ることが重要である。
- 学校は、定期的に行うアンケート調査等によって、常に児童の状況を把握するとともに、児童が困った時に相談しやすい仕組みや環境、雰囲気づくりに努めることが必要である。
- いじめは、学校に限らず様々な場所・場面で起こることをふまえ、地域、家庭等に対していじめに関する啓発を行い、大人全員が児童を見守り、育てる意識を持つように働きかけることが必要である。

③ いじめの早期対応・早期解決

- いじめには、チームで組織的に対応することが基本である。学校においては管理職・学級担任・生徒指導担当教諭・養護教諭や教育相談コーディネータ

一等の教職員が連携して、特定の個人が情報を抱え込む等の状況を起こさないように、組織としてきめ細かい対応をしていくことが重要になる。

- 暴力を伴ういじめについては、いじめを受けている児童の心身及び財産等の被害を避けるため、また、インターネットを通じて行われるいじめについては、いじめに関する情報が短期間で拡散する特性があることから、特に、迅速な対応が求められる。
- いじめがあることが確認された場合は、いじめを受けた児童を最後まで守り通すという認識のもと、すぐにいじめを受けた児童・生徒やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
- いじめを行った児童に対しては、いじめは決して許されない行為であることを、適切かつ毅然と指導するとともに、いじめの行為に至った背景を把握し、当該児童及びその保護者に対して、いじめを繰り返さず、正常な学校生活を営ませるための助言や支援を行う。

④ 家庭との連携

- 児童一人一人に発達段階に応じた道徳観や規範意識などを身に付けさせ、“いのちを尊ぶところ”や“他者を思いやる気持ち”を育むためには、学校での教育活動だけでなく、家庭での取り組みも重要である。
- いじめ事案の対応にあたっては、いじめを受けた児童といじめを行った児童、双方の保護者を支援し、家庭との連携の下に、問題をよりよく解決することが必要である。
- いじめを行った児童に対しては、毅然とした姿勢で指導を行うとともに、家庭と連携して、一人一人が抱える要因や背景を的確に把握して、適切な助言や支援を行うことが必要である。

⑤ 関係機関との連携

- いじめを受けた児童や、いじめを行った児童が立ち直っていくためには、医療や福祉などの専門機関の協力が必要な場合もあり、また、地域の青少年育成団体等の協力を得ることが有効な場合もある。
- 犯罪につながるおそれのあるいじめについては、警察と連携して対処する必要がある。

⑥ 地域との連携

- いじめは、学校内の人間関係にとどまらず、学習塾やスポーツクラブ、インターネット等を通じて、学校の外部まで広がりを見せており、学校単独では対応が難しいケースも少なくない。
- いじめを未然に防止していく上では、日頃から、児童が様々な機会を通じて多様な価値観を持つ大人と接する中で、学校以外の人間関係を形成し、大人から存在を認められることも重要である。
- 学校がPTAや地域の関係団体等と連携して、地域社会全体で児童を見守り、健やかな成長を促す体制を構築することが必要である。

2 いじめ防止等に関する内容

(1) いじめの未然防止のための取り組み

- 体験活動や特別活動の充実を図り、学校外の人々との関わりや集団活動を通して、自己の役割や責任を果たそうとする態度やより良い人間関係を築こうとする態度等道徳性を育む取り組みを進める。
- 日頃の授業や行事等特別活動の中で、自己決定の場を用意し、誰もが活躍できる機会を設定することで、自己有用感や充実感を感じられる学校生活づくりを推進する。
- 教職員の資質向上のための研修会を設定することにより、児童が発する小さなサインを見逃さず、いじめの兆候を早期にキャッチし、積極的ないじめの認知に努める。また、適切な対処ができるよう、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等を活用し、カウンセリング能力等の向上を図る。
- ネットいじめを防止するために、情報を発信する責任や自分で情報の必要性を判断する力を身に付ける情報モラル教育を、学級活動や技術、情報等の授業や、講演会等さまざまな場面を使って推進するよう努める。

(2) いじめの早期発見のための取り組み

- 「いじめは、どの学校でも、どの児童にも起こり得る問題である。」という認識を持ち、各学校において、日頃から児童の日常の行動や生活の様子に目を配るとともに、児童との信頼関係の構築等に努める。
- 定期的なアンケート調査や教育相談を実施するなど、児童がいじめを訴えやすい体制を整える。
- 学校で実施するいじめに関するアンケートに、ネットいじめに関する質問項目を設けるなど、インターネットを通じて行われるいじめの早期発見に向けた取り組みを進める。

(3) いじめの早期解決のための取り組み

- 児童がいじめを受けているとの通報を受けたとき、在籍する児童がいじめを受けていると思われるときは、緊急に「いじめ防止対策委員会」を開催し、速やかに、いじめの事実の有無の確認を行う措置等を講ずるとともに、その結果を市教育委員会に報告する。
- いじめを受けた児童といじめを行った児童が異なる学校に在籍している場合、双方の学校と市教育委員会の間で情報を共有して対処する。
- いじめがあったことが確認された場合には、学校は、いじめを受けた児童を最後まで守り通すことを旨として、平穏な学校生活を再開できるよう、当該児童及びその保護者に対して必要な支援を行う。
- いじめを行った児童に対しては、いじめは決して許されない行為であり、当該児童の取った行動が相手の心身に及ぼす影響等に気付かせるなど、適切かつ毅然とした指導を行うとともに、当該児童の家庭環境や人間関係のストレスなど、いじめの行為に至った背景を把握し、当該児童及びその保護者に対して、いじめを繰り返さず、正常な学校生活を営ませるための助言や支援を行う。

○これらの対応については、教職員全員の共通理解、保護者の協力、関係する専門機関等との連携の下で取り組む。

(4) 家庭との連携

○児童がいじめを受けていると疑われる様子があるときに、スムーズに保護者が学校に相談・通報できるよう、プリントを作成したり懇談会や面談の機会に案内したりする等、相談・通報窓口を周知するための措置を講じる。

○いじめを受けた児童といじめを行った児童及び双方の保護者に対し、事実関係を速やかに伝え、適切な対応が行えるよう保護者の協力を求めるとともに、継続的な支援を行う。

○積極的ないじめの認知につながるよう、家庭での児童の様子を見つめるために気をつけるポイントを紹介する等、家庭におけるいじめへの対応に関する啓発活動に努める。

○学校や家庭での児童の様子について情報を共有できるよう、連絡ノートや電話相談、家庭訪問等を通して保護者と密に連絡を取り、いじめの未然防止・早期発見に努める。

(5) 関係機関との連携

○いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められるときや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれのあるときは、警察と連携して取り組む。

○インターネットを通じて行われるいじめを防止し、効果的に対処することができるよう、児童やその保護者に対し、必要な情報提供・啓発活動を行う。

○いじめを受けた児童や、いじめを行った児童の立ち直りを支援するため、医療や福祉等の専門機関や地域の青少年育成団体等の協力を得るための連携を図る。

(6) 地域との連携

○保護者や地域の方の学校運営についての意見を反映する学校運営協議会での情報交換など、学校の抱える課題を共有し、地域ぐるみで解決する仕組みづくりを推進する。

○地域で児童を見守る人の輪を広げるため、体験活動や行事等を通して近隣の学校や園、自治会、施設や事業所、等地域の人々とふれあう機会を増やす。

3 いじめ防止等のための組織の設置及び具体的な取り組み

(1) 組織の設置

学校において、いじめの未然防止や早期発見に向けた取組を効果的に推進し、発生したいじめ事案に的確に対処するため、校内に、いじめの防止等の対策のための組織を常設する。

- ・児童指導委員会（月 1 回）
- ・児童理解全体会（職員会議終了後）
- ・いじめ防止対策委員会（事案認知時）

(2) 組織の構成員

この組織の構成員は、いじめ防止等に関する日常の課題に機動的に対応できるよ

う構成し、対応する事案の内容に応じて構成員を追加等するなど、柔軟な組織運営を図ることとする。構成員は、基本的には全教職員である。

☆「いじめ防止対策委員会」のメンバー

校長、教頭、総括教諭、学年主任、教育相談コーディネーター、養護教諭
児童指導担当教諭、該当児童担任

※状況に応じて、スクールカウンセラー等の外部人材も加える。

(3) 組織の役割

この組織は、当該学校におけるいじめの未然防止や早期発見のための防止等に関する取り組みの中核的な役割を担います。主な役割は、次のとおりです。

- ・ 学校いじめ防止基本方針の策定及び見直し
- ・ 学校いじめ防止基本方針に基づく取組の年間計画の作成及び進行管理
- ・ いじめに関する教職員研修等の実施
- ・ いじめに関する児童、保護者及び地域に対する意識啓発
- ・ いじめに関する通報及び相談への対応
- ・ いじめや問題行動等に係る情報の収集
- ・ いじめ事案に対応するための会議の開催
- ・ いじめ事案に係る情報の収集及び事実確認のための調査
- ・ いじめ事案に係る記録と情報の共有
- ・ いじめを受けた児童に対する保護及び支援並びにその保護者との連携
- ・ いじめを行った児童に対する指導及び支援並びにその保護者との連携
- ・ 在校生やその保護者に対する情報提供 等

(4) 年間計画

別紙参照

4 重大事態への対処について

(1) 重大事態

いじめが重大事態であるかどうかの判断は、以下の考え方により、学校が判断する。

次のいずれかに該当するときは、いじめの重大事態として対応する。

① いじめを受けていた児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた場合

- ・ 自殺を企図した場合
- ・ 身体に重大な傷害を負った場合
- ・ 金品等に重大な被害を被った場合
- ・ 精神性の疾患を発症した場合 等

② いじめを受けていた児童が、そのため相当の期間欠席を余儀なくされている疑いがある場合(年間 30 日間を目安とする。但し、一定期間連続して欠席している場合は、上記目安にかかわらず重大事態として対応する。)

学校は、直ちに重大事態と判断し、事実関係を明確にするための調査に着手する。

- ③ 児童やその保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものと見なして調査等に当たる。

(2) 重大事態発生の調査・報告

①発生の報告について

児童が、いじめを受けて重大事態に陥った場合、学校は、市教育委員会に重大事態の発生について報告し、調査を開始する。

②調査について

○学校が行う重大事態の調査は、「いじめ防止対策委員会」が主体となつて実施する。

常設の組織の中に、専門的知識及び経験を有し、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない第三者が含まれていない場合は、調査に当たり、当該事案の性質に応じて、外部から必要な人材の参加を求め、調査の公平性・中立性を確保するよう努める。

市立学校の場合、市教育委員会は、必要に応じて、学校に対する指導・助言や人的措置も含めた支援を行う。

○被害児童・保護者に対して、調査を開始する時期や調査結果が出るまでにどのくらいの期間が必要となるのかについて、目途を示す。

○どのような事項（いじめの事実関係、教育委員会や学校の対応等）を、どのような対象（聞き取り等をする児童・教職員の範囲）にするのかなど調査結果の内容や方法について、予め説明を行う。

○被害児童・保護者から調査方法について要望があった場合は、可能な限り、調査の方法に反映する。

○聞き取り調査やアンケートについては、重大事態の調査の目的と調査の結果提供者を予め、調査対象者である児童及びその保護者に説明した上で速やかに実施する。

○調査については、いじめの事実関係について意見を聴取し、公平性・中立性を確保する。また、被害児童やいじめに係る情報を提供してくれた児童を守ることを最優先とし実施する。

○調査で得られた情報を時系列などにして整理し、情報について分析・評価を行い、再発防止策を検討し、報告書にまとめる。

③調査結果の報告について

いじめの重大事態について、学校が実施した調査結果は、市教育委員会に報告する。

なお、いじめを受けた児童・生徒又はその保護者が希望する場合は、いじめを受けた児童又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査結果に添える。そのため、調査を実施する学校は、予め、そのことをいじめを受けた児童又はその保護者に伝えておく。

(3) いじめを受けた児童・生徒及びその保護者への情報提供

学校はいじめの事実関係を明確にするための調査を行ったときは、いじめを受けた児童及びその保護者に対し、いじめの事実関係を明らかにしたい、何があったのかを知りたいという切実な思いを理解し、経過報告を含め、適時・的確に情報提供を行う。

当該情報提供を行うに当たっては、児童や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努めるとともに、予断のない一貫した情報発信、個人のプライバシーへの配慮に留意して行う。

なお、調査のため実施したアンケートの結果については、個人のプライバシーに配慮した上で、いじめを受けた児童・生徒やその保護者に提供する場合もあることを、調査に先立ち、調査対象の在校生や保護者に説明する。

(4) 調査結果を踏まえた対応

- いじめの事実の全容解明から再発防止等を目的とした体制を見直す。
- 被害児童に対して、継続的なケアを行う。その際、必要に応じてスクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家を活用も必要に応じて行う。
- 調査結果において、いじめが認定されている場合、加害児童に対する指導等行う場合は、その保護者に協力を依頼しながら行う。また、必要に応じて懲戒の検討も適切に行う。

(5) フローチャート

別紙2

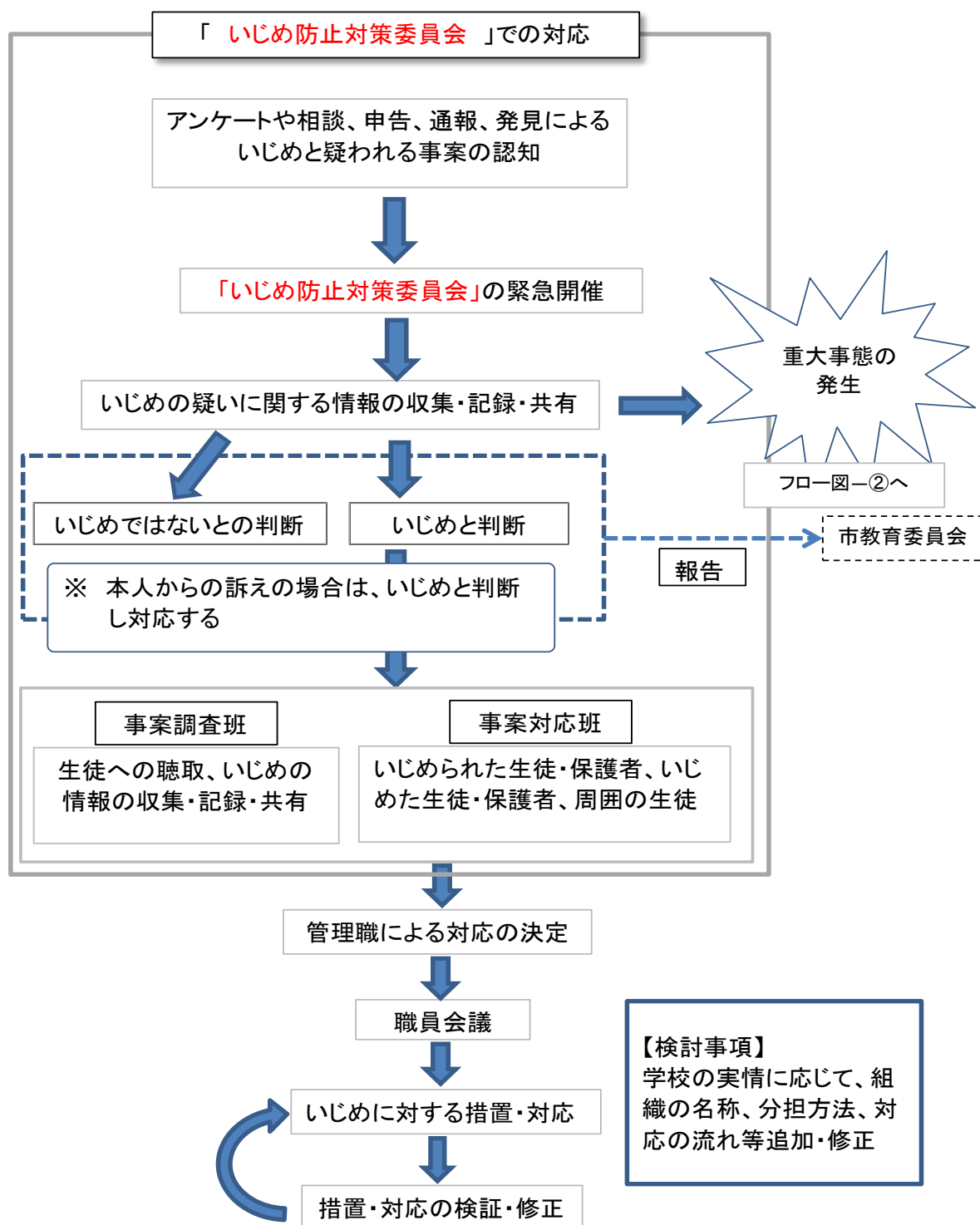
5 その他

(1) 学校基本方針の点検と見直し 等

基本方針に位置付けた施策、措置等の取り組み状況について、年度ごとに点検し、必要に応じて見直しを行う。

○ いじめ事案への対応フロー図

小田原市立豊川小学校



※ いじめ事案の内容によって学校が必要と認めたときは、警察
に相談・通報し連携する

小田原警察署少年係：32-0110（代表）

神奈川県警少年相談・保護センター：32-7358